



県章

# 山形県公報

平成26年4月18日(金)  
第2537号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……483
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 農地中間管理機構の指定……………(農政企画課) ……484
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(農村整備課) ……485
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………同

## 告 示

### 山形県告示第402号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成26年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人健友会	本間病院ヘルパーステーション 酒田市中町三丁目5番23号	訪 問 介 護	平成26. 3. 31
社会福祉法人庄内町社会福祉 協議会	デイサービスはちまん 東田川郡庄内町余目字大塚1番地2	通 所 介 護	同
株式会社アシスト	デイサービスきよかわ 東田川郡庄内町清川字花崎47番地	通 所 介 護	同

### 山形県告示第403号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成26年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人庄内町社会福祉協議会	デイサービスはちまん 東田川郡庄内町余目字大塚1番地2	介護予防通所介護	平成26. 3. 31
株式会社アシスト	デイサービスきよかわ 東田川郡庄内町清川字花崎47番地	介護予防通所介護	同

**山形県告示第404号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により、農地中間管理機構を次のとおり指定した。

平成26年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 名称及び住所  
公益財団法人やまがた農業支援センター  
山形市緑町一丁目9番30号
- 農地中間管理事業を行う事務所の所在地  
山形市緑町一丁目9番30号
- 農地中間管理事業の開始の日  
平成26年4月1日

**山形県告示第405号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称  
龍湖土地改良区
- 事務所の所在地  
山形市蔵王半郷1028番地
- 認可年月日  
平成26年4月10日

**山形県告示第406号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称  
清水堰土地改良区
- 事務所の所在地  
最上郡大蔵村大字清水4154番地1
- 認可年月日  
平成26年4月7日

**山形県告示第407号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
白川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
長井市今泉552番地
- 3 認可年月日  
平成26年4月8日

**山形県告示第408号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市下条町一・四丁目、肴町、錦町
- 2 公共測量を実施した期間  
平成25年10月20日から平成26年2月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（登記所備付地図作成基準点設置作業及び細部測量）

**山形県告示第409号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

平成26年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 梳代鶴岡線
- 3 指定した道路の部分の区間 鶴岡市宝田三丁目13番14から  
同 道形町20番8まで（上り線に限る）  
鶴岡市道形町20番8から  
同 茅原町28番12まで（下り線に限る）
- 4 指定年月日 平成26年4月18日

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

**山形県選挙管理委員会告示第16号**

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年4月18日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

- 2 老人ホームの項の表中

シニアライフサポートマンション瑞穂の郷東館	〃 〃	を
シニアライフサポートマンション瑞穂の郷東館	〃 〃	に改める。
シニアライフサポートマンション瑞穂の郷西館	〃 〃	

平成26年4月18日印刷  
平成26年4月18日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056